

◎ 刑法及び母体保護法の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編 〔略〕</p> <p>第二編 罪</p> <p>第一章〜第二十八章 〔略〕</p> <p>第二十九章 不同意<u>随胎</u>の罪（第二百二十二条―第二百十六条）</p> <p>第三十章〜第四十章 〔略〕</p> <p>（国民の国外犯）</p> <p>第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。</p> <p>一〜八 〔略〕</p> <p>九 第二百十五条（不同意<u>随胎</u>）及び第二百十六条（不同意<u>随胎致死傷</u>）の罪</p> <p>十〜十七 〔略〕</p> <p>第二十九章 不同意<u>随胎</u>の罪</p>	<p>目次</p> <p>第一編 〔略〕</p> <p>第二編 罪</p> <p>第一章〜第二十八章 〔略〕</p> <p>第二十九章 <u>随胎</u>の罪（第二百二十二条―第二百十六条）</p> <p>第三十章〜第四十章 〔略〕</p> <p>（国民の国外犯）</p> <p>第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。</p> <p>一〜八 〔略〕</p> <p>九 第二百十四条から第二百十六条まで（業務上<u>随胎</u>及び同致死傷、不同意<u>随胎</u>、不同意<u>随胎致死傷</u>）の罪</p> <p>十〜十七 〔略〕</p> <p>第二十九章 <u>随胎</u>の罪</p> <p>（<u>随胎</u>）</p>

第二百十二条から第二百十四条まで 削除

第二百十二条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、一年以下の懲役に処する。

〔同意墮胎及び同致死傷〕

第二百十三条 女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て墮胎させた者は、二年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

〔業務上墮胎及び同致死傷〕

第二百十四条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の懲役に処する。

改正案	現行
<p>第三条 医師は、次の各号の一に該当する者に対して、本人の同意及び配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下この条において同じ。）があるときはその同意を得て、不妊手術を行うことができる。ただし、未成年者については、この限りでない。</p> <p>一 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>二 現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（人工妊娠中絶）</p> <p>第十四条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、妊娠している者に対して、その同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>第三条 医師は、次の各号の一に該当する者に対して、本人の同意及び配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、不妊手術を行うことができる。ただし、未成年者については、この限りでない。</p> <p>一 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>二 現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（医師の認定による人工妊娠中絶）</p> <p>第十四条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。</p> <p>一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの</p> <p>二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することが</p>

〔削る〕

(届出)

第二十五条 医師又は指定医師は、第三条第一項又は第十四条の規定によつて不妊手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月十日までに、不妊手術にあつては理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

(指定医師を指定する医師会の特例)

第四十条 第十四条に規定する公益社団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第二百八十三条に規定するもののほか、公益社団法人及び特例社団法人(同法第四十二条第一項に規定する特例社団法人をいう。以下この項において同じ。)以外の一般社団法人であつて、母体保護法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十五号)の施行の際特例社団法人であつたもの(次項において「特定法人」という。)を含むものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県の区域を単位として設立された特定

できない間に姦淫されて妊娠したもの

2| 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示

することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

(届出)

第二十五条 医師又は指定医師は、第三条第一項又は第十四条第一項の規定によつて不妊手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月十日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

(指定医師を指定する医師会の特例)

第四十条 第十四条第一項に規定する公益社団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第二百八十三条に規定するもののほか、公益社団法人及び特例社団法人(同法第四十二条第一項に規定する特例社団法人をいう。以下この項において同じ。)以外の一般社団法人であつて、母体保護法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十五号)の施行の際特例社団法人であつたもの(次項において「特定法人」という。)を含むものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県の区域を単位として設立された特定

法人たる医師会に対し、当該医師会が行う第十四条の指定に関し  
必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告  
をすることができる。

法人たる医師会に対し、当該医師会が行う第十四条第一項の指定  
に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しく  
は勧告をすることができる。

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（介輔） 第百条〔略〕 2・3〔略〕 4 刑法第三百三十四条第一項及び第百六十条の規定の適用については、介輔は、医師とみなす。 5～10〔略〕</p>	<p>（介輔） 第百条〔略〕 2・3〔略〕 4 刑法第三百三十四条第一項、第百六十条及び第二百十四条の規定の適用については、介輔は、医師とみなす。 5～10〔略〕</p>

○刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条 刑法の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第二百十五條第一項、第二百十七條、第二百十八條、第二百二十條、第二百二十二條第一項、第二百二十三條第一項、第二百二十四條、第二百二十五條及び第二百二十五條の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>〔略〕</p>	<p>第二条 刑法の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第二百十二條から第二百十四條までの規定、第二百十五條第一項、第二百十七條、第二百十八條、第二百二十條、第二百二十二條第一項、第二百二十三條第一項、第二百二十四條、第二百二十五條及び第二百二十五條の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>〔略〕</p>